

# 利用上の注意

## 1 調査の目的

製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

## 2 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第 10 号）です。

## 3 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 F－製造業に属する事業所について行います。ただし、国に属する事業所（郵政事業、国有林野事業、印刷事業、造幣事業）は除きます。

また、平成 17 年は全数調査年次にあたるため、全ての事業所を調査の範囲としています。

## 4 調査の期日

平成 17 年 12 月 31 日現在により実施しました。

## 5 調査の種類

甲調査及び乙調査とし、甲調査は、従業者 30 人以上の事業所について、乙調査は、従業者 29 人以下の事業所について実施しました。

## 6 調査の方法

知事の任命する工業調査員が、調査対象事業所に配布する調査票によって実施しました。

## 7 統計表等に用いた用語

- (1) 従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。
- (2) 現金給与総額 平成 17 年 1 年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給等）と、特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与の合計額です。
- (3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費（外注加工賃）を含めた総額です。
- (4) 製造品出荷額等 平成 17 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額及びその他の収入額を含めた総額で、消費税等の内国消費税額を含んでいます。
- (5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりです。
  - ア. 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
  - イ. 付加価値額＝生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額
  - ウ. 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

## 8 産業中分類の略称

結果概要の文中における産業分類（業種）の略称については次頁「産業中分類略称一覧表」のとおり省略して用いたところがあります。

## 産業中分類略称一覧表

産業分類	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品又は食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ又は飲料
11	繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く。）	織 維
12	衣服・その他の繊維製品製造業	衣 服
13	木材・木製品製造業(家具を除く。)	木材・木製品又は木材
14	家具・装備品製造業	家具・装備品又は家具
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙又は紙
16	印刷・同関連業	印 刷
17	化学工業	化 学
18	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭又は石油
19	プラスチック製品製造業	プラスチック製品 又は プラスチック 又はプラ
20	ゴム製品製造業	ゴム製品又はゴム
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革
22	窯業・土石製品製造業	窯業・土石又は窯業
23	鉄鋼業	鉄 鋼
24	非鉄金属製造業	非鉄金属又は非鉄
25	金属製品製造業	金属製品又は金属
26	一般機械器具製造業	一般機械又は機械
27	電気機械器具製造業	電気機械又は電気
28	情報通信機械器具製造業	情 報
29	電子部品・デバイス製造業	電子部品又は電子
30	輸送用機械器具製造業	輸送機械又は輸送
31	精密機械器具製造業	精密機械又は精密
32	その他の製造業	そ の 他

### 8 地域別区分（平成17年12月31日現在）

- (1)北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- (2)中勢地域 津市、松阪市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村
- (3)南勢地域 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- (4)伊賀地域 名張市、伊賀市
- (5)東紀州地域 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町、鵜殿村

## 10 記号及び注記

- (1) 統計表中の「x」は、2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。  
また、3事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある箇所は「x」で表しました。  
秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。
- (2) 各数を四捨五入又は切捨てることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合があります。
- (3) この結果の数字は、県において集計した概数であって、経済産業省公表のものと相違する場合があります。
- (4) 平成17年調査は内訳調査年（5年に1回）にあたり、従業者10～29人の事業所についても有形固定資産及び在庫額を調査しました。このため、この調査内容を反映し、統計表中の生産額（統計表第1表）については、従業者10人以上の事業所にかかる生産額に、従業者4～9人の事業所にかかる製造品出荷額等を加えた数値により表記し、付加価値額（統計表第1表、第3表、第8表、第9表）については、従業者10人以上の事業所にかかる付加価値額に、従業者4～9人事業所にかかる粗付加価値額を加えた数値により表記しました。

## 11 内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県 政策部 統計室 農水・商工統計グループ  
電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046